

退職手当返納金に係る債権放棄について

1 退職時の職及び氏名

南部総合県民局県土整備部〈阿南〉技術課長補佐

2 経過

- ・平成 20 年 1 月 31 日 退職手当支給（裁定額 30,103,057 円
税引後 28,949,857 円）
 - 5 月 20 日 逮捕
 - 7 月 16 日 第 1 回公判
債権・不動産仮差押命令申立
 - 9 月 27 日 刑確定（懲役 1 年，執行猶予 3 年，追徴金 225,740 円）
 - 9 月 29 日 退職手当返納命令
 - 10 月 20 日 退職手当返納請求訴訟提起
 - 12 月 27 日 判決確定
- ・平成 22 年 3 月 19 日 不動産強制競売代金収納（回収額 3,843,000 円）
金融機関差押預金収納（回収額 518,740 円）
- ・平成 24 年 4 月 25 日 金融機関差押貯金収納（回収額 24 円）
- ・平成 28 年 9 月 16 日 死亡
 - 12 月 26 日 配偶者及び子の相続放棄を確認
- ・平成 29 年 4 月 17 日 兄弟姉妹の相続放棄を確認

3 今回放棄を行う債権

退職手当返納金 27,058,963 円に係る債権